

豊田市運動公園使用料

<体育館>

(単位：円)

区 分			①9-13	②13-17	③17-21	①②	①②③	
競 技 場	スポーツ	平日	1 / 3 面	2,200	2,200	3,300	4,400	7,700
			半面	3,300	3,300	4,950	6,600	11,550
			全面	6,600	6,600	9,900	13,200	23,100
		土日 祝日	1 / 3 面	3,300	3,300	4,950	6,600	11,550
			半面	4,950	4,950	7,420	9,900	17,320
			全面	9,900	9,900	14,850	19,800	34,650
	スポーツ以外	平日	全面	26,400	26,400	39,600	52,800	92,400
		土日祝	全面	39,600	39,600	59,400	79,200	138,600
会議室 1			30人	600	600	600		
会議室 2			12人	200	200	200		
会議室 3			30人	600	600	600		

※延長料金は、1時間単位とし直前の区分の使用料の1時間分を徴収する。

※準備・片付けは、当該区分の使用料の1 / 2とする。

※10円未満の端数は、切り捨てる。

<体育館個人利用>

(単位：円)

区 分		利用単位	料金
個人利用	大人	継続して利用する場合で	100
	小人 (中学生以下)	1回の利用につき	50

器 具	単 位	料金	備 考
体操器具 (トランポリン含む)	1種目1時間	100	・原則1時間単位の利用だが、予約がなければ2時間まで利用可能 ・延長は1時間ごと ・ラケットなどの道具の貸し出しはなし
バスケットボール器具	1時間	300	
テニス器具	1時間		
バレーボール器具	1時間		
ハンドボール器具	1時間	100	
バドミントン器具	1時間		
インディアカ器具	1時間		
ミニソフトバレー器具	1時間		
卓球器具	1時間	50	

コインロッカー	1回	20	(単位：円)
シャワー		50	

<弓道場・アーチェリー場>

(単位：円)

区 分		①9-13	②13-17	③17-21		
個人利用		大人	300	300	450	
		小人(中学生以下)	150	150	200	
専 用 利 用	近 的	平日	2,000	2,000	3,000	
		土日、祝日	3,000	3,000	4,500	
	遠 的 弓道利用	平日	1,400	1,400	2,100	
		土日、祝日	2,100	2,100	3,150	
	遠 的 アーチェリー利用	平日	1,000	1,000	1,500	
		土日、祝日	1,500	2,700	4,050	
	全体利用		平日	2,700	2,700	4,050
			土日、祝日	4,050	4,050	6,050
ア ー チ ェ ー	個人利用		大人	300	300	450
			小人(中学生以下)	150	150	200
	専用利用		平日	1,000	1,000	1,500
			土日、祝日	1,500	1,500	2,250

※延長料金は、1時間単位とし直前の区分の使用料の1時間分を徴収する。

※入場料等を徴収する場合は、当該使用料の2倍の額とする。

<多目的広場・マレットゴルフ場>

無 料

<ソフトボール場>

(単位：円)

区 分		単 位	使用料		入場料等を徴収する場合の 使用料は、当該使用料の2 倍
スポーツ		1時間	平日	800	
			土日、祝日	1,200	
スポーツ以外			平日	1,600	
			土日、祝日	2,400	
夜間照明	全点灯	3,000		営利宣伝を目的として利用 する場合の使用料は7倍	
	半点灯	2,000			
電光掲示板		500			

※利用できる種目は、ソフトボール、少年軟式野球

<野球場・陸上競技場・球技場>

(単位：円)

区 分		単 位	料 金	備 考	
野 球 場	スポーツ	平日	1時間	2,000	入場料等を徴収する場合の使用料は、当該使用料の2倍
		土日、祝日	1時間	3,000	
	スポーツ以外	平日	1時間	4,000	
		土日、祝日	1時間	6,000	
	夜間照明	全点灯	1時間	7,000	営利宣伝を目的として利用する場合の使用料は7倍
		半点灯	1時間	5,000	
会議室		1時間	300	入場料等を徴収する場合の使用料は、当該使用料の2倍	
陸 上 競 技 場	個人利用	大人	1回	200	入場料等を徴収する場合の使用料は、当該使用料の2倍
		小人（中学生以下）		100	
	専用利用	平日	1時間	2,000	
		土日、祝日	1時間	3,000	
会議室		1時間	400		
球 技 場	専用利用	平日	1時間	2,000	入場料等を徴収する場合の使用料は、当該使用料の2倍
		土日、祝日	1時間	3,000	
	夜間照明	全点灯	1時間	4,000	営利宣伝を目的として利用する場合の使用料は7倍
		半点灯	1時間	3,000	